

外国人看護師候補者就労研修支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、経済連携協定（E P A）に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受け入れが実施できるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び、外国人看護師候補者を受け入れる施設の研修支援体制の充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、経済連携協定（E P A）に基づき入国する外国人看護師候補者の受入施設とする。

3 事業内容

（1）日本語習得支援事業

外国人看護師候補者に対し、日本語学校等への就学や日本語講師を招聘など、外国人看護師候補者の日本語能力を向上させるために必要な措置を講ずるものとする。

なお、当該外国人看護師候補者が看護師国家試験に合格し、看護師となった者についても、合格後1年間に限り対象とする。

（2）就労研修支援事業

外国人看護師候補者に対する国家資格の取得に向けた研修が適切に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

なお、当該外国人看護師候補者が看護師国家試験に合格し、看護師となった者についても、合格後1年間に限り対象とする。